

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社新興プラント工業(法人番号7320001005125)
業者の住所 : 大分県大分市向原西二丁目8-30
- 2 指名停止措置期間 : 令和4年3月23日 から 令和4年4月22日まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 有資格業者である上記法人は、民間発注の工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年10月22日に大分県知事から監督処分(指示処分)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内